

令和5年11月20日

奄美ブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、令和5年9月14日をもって奄美ブロック（※1）における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃改定申請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

1. 対象地域（運賃適用地域）（※1）

奄美市・大島郡

2. 運賃改定申請の状況（令和5年11月15日時点）

- (1) 申請受付期間 令和5年9月1日～令和5年11月30日
(2) 申請事業者数 14者（対象地域の法人事業者数 25者）
(3) 申請事業者の車両数 162両（対象地域の総車両数 207両）
(4) 申請率 78.26%（車両数ベース）

3. 運賃改定申請の概要（令和5年11月15日時点）

（申請） 普通車 初乗距離 1.3km
初乗運賃 600円 ～ 740円
加算距離 200m ～ 410m
加算運賃 50円 ～ 100円

※中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を統合。

（現行）	中型車	初乗距離	1.3km	初乗運賃	560円
		加算距離	359m	加算運賃	90円
	小型車	初乗距離	1.3km	初乗運賃	520円
		加算距離	402m	加算運賃	90円

※申請の詳細につきましては、上記2.（1）の申請の期間満了後、九州運輸局ホームページのお知らせ欄にて公表いたします。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電話092-472-2527



九州運輸局